2026年度

公益社団法人日本舞台音響家協会
団体保険のご案内

１．賠償責任保険

２．動産総合保険

３．傷害総合保険

１．ご挨拶	Ｐ１
２．日本舞台音響家協会団体保険制度とは	Ｐ２
３．日本舞台音響家協会団体保険の概要	Ｐ３～４
４．日本舞台音響家協会団体保険加入手続きの手引き	Ｐ５～６
５．保険商品のご説明	
① 賠償責任保険（請負業者・受託者・生産物特約）	Ｐ７～１０
② 動産総合保険	Ｐ１１
③ 傷害総合保険	Ｐ１２
６．保険商品のあらまし	Ｐ１３～２２
７．問い合わせ先	Ｐ２３

公益社団法人日本舞台音響家協会

（取扱代理店）株式会社　藤田組

（引受保険会社）損害保険ジャパン株式会社

2026年11月吉日

公益社団法人

日本舞台音響家協会

正会員個人正会員 および 団体正会員に所属する個人・法人各位

公益社団法人日本舞台音響家協会
（取扱代理店）株式会社　藤　田　組
（引受保険会社）損害保険ジャパン株式会社

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本舞台音響家協会は、2021年、団体保険制度の分野で多彩なノウハウをもつ株式会社藤田組を取扱代理店とし、損害保険ジャパン株式会社の協力を得て、「日本舞台音響家協会団体保険」を設立いたしました。
当協会に所属する個人正会員さまおよび団体正会員さまのみがご加入いただける特別な保険です。

常日頃、危険と隣り合わせの劇場等演出空間で作業等を行う私たちにとって、いつ何時万が一の事故等でけがを被るなど、危機的な状況に巻き込まれるかわかりません。

また、所有する機器等を損傷してしまったり、偶然な事故で第三者に被害を与えてしまったり、ケガをしてしまうことが起きる可能性があります。

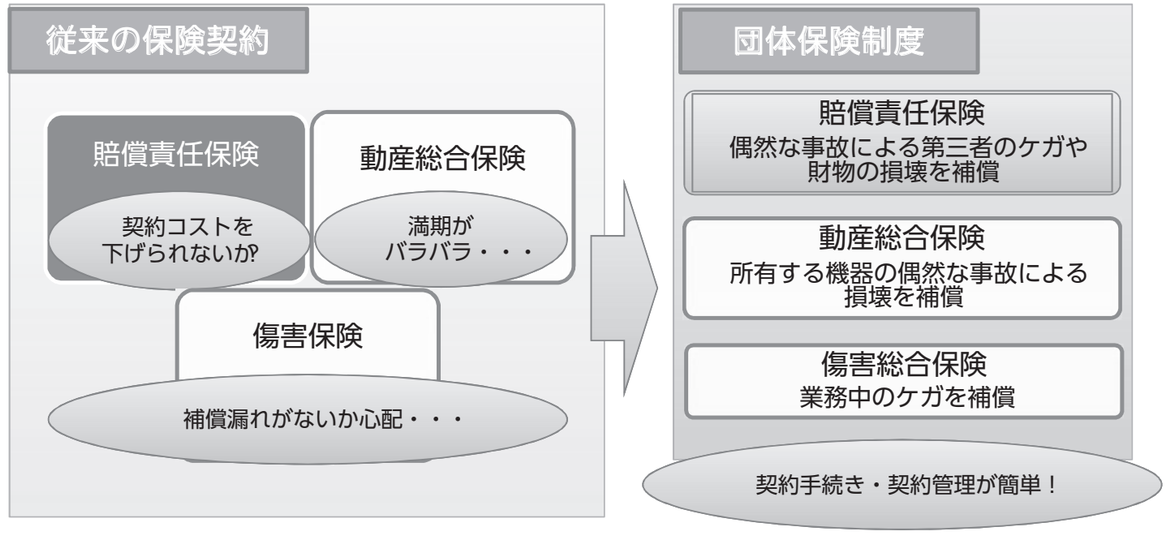
それらの状況に対し、会員の皆さまの安全を広くカバーした保険商品をご用意いたしました。事故時のご請求の際は経験豊富な代理店、保険会社が強力なバックアップをしてくれることをお約束いたします。

また、当団体保険制度は日本舞台音響家協会のスケールメリットを活かした大変有意義な内容となっておりますので、フリーランスの方々にもお役立ていただけるものと思います。

ぜひとも、多くの会員の皆様にご活用いただきたく、ご案内かたがたお願い申し上げます。

敬　具

日本舞台音響家協会団体保険制度とは



・保険料が高く、契約コストを下げられないか？
・満期がバラバラで契約手続きが面倒だ・・・
・仕事をするにあたり、必要な補償が漏れていないか・・・

など、会員皆さまのお悩みにお応えすべく、「日本舞台音響家協会団体保険」制度を設立致しました。
契約手続きならびに契約管理はより簡単に加入依頼書等で包括してご加入いただけます。
また、３つの保険商品より、皆さまのニーズに応じて、選択してご加入が可能でございます。
内容ご高覧いただき、是非ともご加入賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

◆中途加入手続きについて◆

すでに保険へ加入されている方やこれから事業を始める方につきましては、
現契約の満期や開業のタイミングに合わせて中途加入を毎月受け付けております。

・申込手順は以下の通りとなります。
①事前に取扱代理店の藤田組へ連絡して加入内容・中途加入保険料を打ち合わせ
②加入依頼書類等のご提出
③中途加入保険料のお振込み

■中途加入手続きの締切日　：　加入希望月の前月25日まで
※土日祝日の場合は翌営業日まで

・詳しいお手続き方法については、６ページをご確認ください。

個人正会員 および 団体正会員に所属する個人・法人の皆さまへ

日本舞台音響家協会団体保険の概要

【賠償責任保険にご加入の皆さまへ】
2026年2月1日以降に保険期間が開始するご契約について、賠償責任保険の保険料（または保険金額）および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いします。
☆この保険は日本舞台音響家協会が保険契約者となる団体契約です。（この保険にご加入いただけるのは、日本舞台音響家協会の個人正会員 および 団体正会員に所属する個人・法人の皆さまにかぎります。）
☆保険期間は、2027年１月１日午後４時より１年間です。
☆保険料は、12月11日（金）までに指定口座にお振込みください。詳細は藤田組または損保ジャパンまでお問い合わせください。
★保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月１日（25日過ぎの受付分は翌々月１日）から2028年1月１日午後４時までとなります。
保険料につきましては、藤田組までご照会いただき、指定口座にお振込みいただきます。

（保険金等をお支払いする主な場合）		（お支払いする保険金）		（保　険　料）
１．賠償責任保険 **（請負業者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・生産物賠償責任保険）** **＊請負業者賠償責任** **請負工事（作業）遂行により、第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害。** （例）　音響機器を搬入する際、機器をぶつけて第三者にケガをさせた。 ＊受託者賠償責任 第三者から預かったものを管理している間に、火災、取り扱いの不注意などの損壊等により、預け主に返還できなくなった場合、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償。 （例）　レンタルの音響機器を取り付け中に誤って落とし、壊してしまった。 ＊生産物賠償責任 請負工事（作業）遂行の結果に起因して発生した事故により、第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害。 （オプション：対物超過費用の補償） ＊対物事故が発生し、被害財物の復旧費用が時価額を超える場合において、復旧費と時価額の差額を補償します。 （例）音響機器を備え付け後、備え付け業務が原因で落下等し、第三者にケガをさせた。	＝	**＊お支払限度額** １事故につき5,000万円（生産物は１事故・期間中） ただし、他人から借りたり、預かったりした受託物については、500万円（１事故・保険期間中）が限度 **＊自己負担額（免責金額）** １事故につき1,000円 **＊法律上の賠償責任に基づいて支払う賠償金** 身体障害事故の場合……治療費、慰謝料等 財物損壊事故の場合……修理費用等 **＊その他** 裁判費用、弁護士費用等の争訟費用 事故が発生した場合の緊急措置に要した費用等	⇒	（保険期間１年） ご加入タイプ／年間売上高／年間保険料／対物超過費用の補償を含めた年間保険料（任意付帯） A：1億円以下：457,860：470,450 B：9,000万円以下：414,220：425,590 C：8,000万円以下：371,820：381,970 D：7,000万円以下：329,430：338,350 E：6,000万円以下：287,050：294,740 F：5,000万円以下：249,290：255,970 G：4,000万円以下：206,620：212,140 H：3,000万円以下：162,110：166,380 I：2,000万円以下：115,420：118,380 J：1,000万円以下：67,660：69,230 K：500万円以下：44,720：45,630 L：300万円以下：34,700：35,310 ※年間売上高が１億円以上の場合の保険料は、藤田組までお問い合わせください。
２．音響機器の損害保険 **（動産総合保険）** **＊貴社が所有する音響機器（舞台・音響機器を含みます。）の偶然な事故による損害。火災・落雷・破裂・爆発・水ぬれ・いたずら・盗難・破損・運送中の事故など** （例）　音響機器を高いところから落として壊してしまった。音響機器を盗まれてしまった。運送中事故にあい音響機器が破損した。	＝	**＊保険金額** 貴社所有音響機器などの合計再調達価額 **＊修理可能な場合** 修理費用をお支払いします。 **＊修理不可能な場合**（保険金額を修理費用が上回る場合） 保険金額をお支払いします。	⇒	（保険期間１年） 保険金額：万円 × 保険料率：236.3円／万円 ＝ 保険料（一括払）：円
３．お仕事中のケガ **（傷害総合保険）** **＊急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（日本国外を含みます。）** ※就業中のみの危険補償特約がセットされていますので、被保険者がその職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被ったケガにかぎります。 （例）　職場の階段から落ちて、足を骨折した。仕事に向かう途中で自動車事故にあい、ケガをした。	＝	**＊万が一の場合（死亡保険金・後遺障害保険金）** 事故の発生の日からを含めて180日以内に死亡されたり後遺障害が生じた場合にお支払いします。 **＊入院補償（入院保険金）** 事故により入院された場合、入院１日につき入院保険金日額をお支払します。 **＊通院補償（通院保険金）** 事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し、医師の治療を受けた場合、通院１日につき通院保険金日額をお支払します。 **＊手術保険金** 事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、お支払します。	⇒	（保険期間１年　職種級別Ａ級　就業中のみの危険補償特約セット） 型名：プラン1：プラン1B：プラン2：プラン2B：プラン3：プラン3B：プラン4：プラン4B 保険金額／死亡・後遺障害：100.1万円：100.1万円：169万円：169万円：300万円：300万円：1,000万円：1,000万円 保険金額／入院保険金日額：11,000円：9,000円：14,000円：12,000円：11,000円：9,000円：14,000円：12,000円 保険金額／手術保険金：入院中の手術：入院保険金日額の10倍　外来の手術　：入院保険金日額の 5倍 保険金額／通院保険金日額：8,000円：6,000円：9,400円：7,000円：8,000円：6,000円：9,400円：7,000円 保険料（一時払）：16,050円：12,430円：19,500円：15,300円：17,090円：13,470円：23,820円：19,620円 事務手続きの変更に伴い、これまで発行しておりました「加入者証」に代わり、「加入者カード」を発行させていただきます。 なお、本変更に伴うご加入内容・補償内容への影響や変更はございませんのでご安心ください。

2026年度より本団体保険における所得補償保険のお引受は停止となりました。
個人契約にて所得補償保険のご加入を希望される場合は、藤田組までお問い合わせください。

2026年度　日本舞台音響家協会団体保険　加入手続きの手引き

○ **募集商品（以下の３商品を任意にお選びいただけます）**

1．賠償責任保険（請負業者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・生産物賠償責任保険）
2．音響機器の損害（動産総合保険）
3．お仕事中のケガ（傷害総合保険）

○ **保険期間：2027年１月１日（金）より１年間**

○ **お申込み締切日（払込期日）：2026年12月11日（金）**

※保険料納入前に発生した事故につきましては保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

○ **中途加入お申込み締切日（払込期日）：加入希望月の前月25日まで**

○ **保険料振込先：以下のとおりです。**

三菱UFJ銀行　高田馬場支店（金融機関コード0005 ／支店コード053）
普通　№2247648　公益社団法人日本舞台音響家協会

※ATM・インターネットバンキング等にてお支払いください。
※上記のお振込み先は、保険専用口座です。日本舞台音響家協会の会費のお振込みはできませんのでご注意ください。

（お問い合わせ先）

損害保険・生命保険代理店
株式会社 藤田組
〒103-0011　東京都中央区日本橋大伝馬町6-7 住長第二ビル３F
TEL：03-6810-9185 ／ FAX：03-6810-9186
担当：坂下

〈ご提出いただく申込書類〉

ご加入商品により、ご提出書類が異なります。
以下の一覧表をご覧のうえ、該当書類をご提出ください。

NO	保険商品	ご提出書類 （全ての商品共通）	ご提出書類 （商品ごとに異なる書類）
1	賠償責任保険	日本舞台音響家協会 団体保険 加入依頼書 ご記入ご捺印後、コピーをお取りいただき、お客さま控として保管ください。	左記加入依頼書に以下の記載をお願いします。 **①　前年の年間売上高（税込）** **②　当該年間売上高の算出期間** ※「前年度売上高」（直近会計年度末過去１か年）は千円単位の詳細な数値でご申告ください。 （記入例：10,123千円→○、10,000千円→×） ※保険料は年間売上高により異なります。（A～Lタイプ）
2	動産総合保険		**◇音響機器等明細書** ・　ご記入のうえ、ご捺印ください。 ・　裏面の記入例を参考に補償の対象とする機材をご記入ください。 ・　保険料は機材新価額１万円あたり236.3円／年です。
3	傷害総合保険		**◇傷害総合保険　団体契約加入依頼書** ・　ご記入のうえ、ご捺印ください。 ・　この加入依頼書は１枚あたり４名までご記入できますが、４名以上の場合には適宜コピーをお取りください。 ・　別フォームで名簿を作成している場合には、当該加入依頼書にご捺印のうえ、名簿と併せてご提出ください。 ・　保険料はコースにより異なります。保険料表をご参照ください。

2026年度より本団体保険における所得補償保険のお引受は停止となりました。
個人契約にて所得補償保険のご加入を希望される場合は、藤田組までお問い合わせください。

1．賠償責任保険（請負業者特約・受託者特約・生産物特約）

特　色

○　万一の高額賠償への備えとして活用いただけます！
○　団体契約のため、保険料が割安です！

保険金をお支払いする場合

〈請負業者賠償責任〉

①請負工事（作業）遂行により、第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

②請負工事（作業）のために所有、使用、または管理している施設の欠陥あるいは管理の不備により、第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈受託者賠償責任〉

第三者から預かったものを特定の施設内で保管している間、または受託物の集配などの目的で施設外で管理している間に、火災、取り扱いの不注意などにより壊したり、汚したり、盗まれたりしたため、預け主に返還できなくなった場合、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈生産物賠償責任〉

請負工事（作業）遂行の結果に起因して発生した事故により、第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

補償額

適用約款	対　象	1事故支払限度額	年間支払限度額	1事故自己負担額
請負業者特約条項	身体・財物賠償共通	50,000千円	－	1千円
受託者特約条項	預かっている機器	5,000千円	5,000千円	1千円
生産物特約条項	身体・財物賠償共通	50,000千円	50,000千円	1千円

※請負業者特約条項には、作業対象物担保追加条項がセットされています。
（作業対象物の損壊について、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。）

補償の対象となる方（被保険者）

〈請負業者賠償責任保険〉
①貴社（記名被保険者）　②貴社の役員および使用人　③貴社の下請負人　④貴社の下請負人の役員および使用人

〈受託者賠償責任保険〉
①貴社（記名被保険者）　②貴社の役員および使用人

〈生産物賠償責任保険〉
①貴社（記名被保険者）　②貴社の役員および使用人　③貴社の下請負人　④貴社の下請負人の役員および使用人

※②③④は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。

事故事例

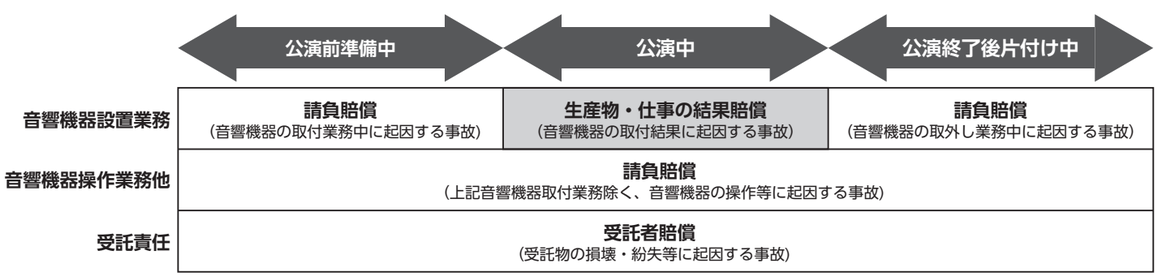
〈請負賠償事故（身体障害）〉
○　音響機器を搬入する際、機器をぶつけて第三者にケガをさせてしまった。

〈請負賠償事故（財物損壊）〉
○　音響機器を落として、劇場の床にキズをつけてしまった。

〈受託物賠償事故〉
○　レンタルの音響機器を取り付け中に誤って落とし、壊してしまった。

〈生産物賠償事故〉
○　音響機器を備え付け後、備え付け業務が原因で落下等し、第三者にケガをさせてしまった。

※単なる道義上の見地から支払う「お見舞金等」は、保険の対象になりません。



お支払いする保険金

お支払保険金は、次の①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥の合計となります。

NO	保険金の種類	内　　容
①	損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 〈身体賠償事故の場合〉治療費、医療費、慰謝料など 〈財物賠償事故の場合〉修理費、再調達に要する費用など ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
②	損害防止費用	損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
③	緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
④	権利保全行使費用	貴社が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
⑤	協力費用	貴社が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて貴社の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、貴社が損保ジャパンに協力するために支出した費用をお支払いします。
⑥	争訟費用	貴社が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。

※①の保険金は、法律上の損害賠償金から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。
ただし、ご契約時に設定された支払限度額（保険金額）が限度となります。
※損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、争訟費用は次の算式によって得られた額とします。
⑥の費用　×　保険金額　÷　①の損害賠償の額

自動セットとなる補償内容

〈被害者対応費用補償〉（2026年度より）

○事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。

支払限度額			
被害者１名 （法人の場合は１法人）	対人見舞費用	死亡の場合	10 万円
		死亡以外の場合	２万円
	対物見舞費用	－	２万円
保険期間中	1,000 万円		

〈事故対応特別費用補償〉（2026年度より）

○基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社（被保険者）が知った場合において、貴社（被保険者）がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。

支払限度額	保険期間中　1,000 万円

［オプション］対物超過費用（任意付帯）

〈対物超過費用の補償（請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険）〉（2026年度より）

○対物事故が発生し、被害財物の復旧費用が時価額を超える場合において、復旧費と時価額の差額を補償する特約をオプション（任意付帯）でご提供いたします。

支払限度額
被害者１名につき50万円、１事故100万円 保険期間中1,000万円

年間保険料

（保険期間１年、一括払）

加入タイプ	年間売上高	年間保険料	対物超過費用の補償を含めた年間保険料（任意付帯）
A	１億円以下	457,860	470,450
B	9,000万円以下	414,220	425,590
C	8,000万円以下	371,820	381,970
D	7,000万円以下	329,430	338,350
E	6,000万円以下	287,050	294,740
F	5,000万円以下	249,290	255,970
G	4,000万円以下	206,620	212,140
H	3,000万円以下	162,110	166,380
I	2,000万円以下	115,420	118,380
J	1,000万円以下	67,660	69,230
K	500万円以下	44,720	45,630
L	300万円以下	34,700	35,310

※年間売上高が１億円以上の場合の保険料は、藤田組までお問い合わせください。

賠償責任保険　商品改定のご案内

2026年２月以降保険始期のご契約から、企業分野賠償責任保険契約の商品改定を実施します。一般賠償責任保険の主な改定内容を次のとおりご案内しますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

○商品名　：請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険
○改定時期：2026年２月１日以降始期契約から改定内容が適用されます。
○改定内容：おもな改定内容は以下となります。

●補償内容の改定

基本補償の拡大	オプション補償としていた次の追加条項を自動セットとし、基本補償の範囲を拡大します。自動セットとすることに伴い、各追加条項の保険料率については引下げを行います。 ・事故対応特別費用担保追加条項 ・被害者対応費用担保追加条項 ※一部自動セットの対象外となる業種があります。
オプション補償の新設	以下の費用を補償するオプションなどを新設します。 ・被害財物の復旧費と時価額（法律上の賠償責任）の差額費用 ほか
基本補償の一部縮小	「ＰＦＡＳ」(有機フッ素化合物の総称)に起因する損害をお支払い対象外とします。 ※「ＰＦＡＳ」とは、1950年代以降様々な製品に使用されている有機フッ素化合物の総称であり、体内に長期間蓄積されるため、近年の研究により、人体への影響が懸念されています。

●保険料の改定

保険料水準の見直し	昨今の国内における急激な物価上昇傾向による支払保険金への影響やこれまでの保険金のお支払い状況をふまえ、保険料水準の見直し（引上げ）を行います。 保険料改定率は、特約条項・商品・対象とする業種によって異なります。

●補償内容の改定

配偶者・親族の範囲	昨今の同性パートナーに対する社会的関心の高まりをふまえ、「配偶者」および「親族」に属する配偶者に同性パートナーを含める変更をします。また、お支払い対象外としている親族間の賠償責任について、同性パートナー（※）を含める変更をします。 ※同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者をいいます。
みなし通院規定	傷害保険のみなし通院の対象となる「器具」「部位」の範囲について、自賠責保険における取扱いと整合させます。
指定薬物（危険ドラッグ）	現行の麻薬等運転免責規定に「指定薬物」（いわゆる危険ドラッグ）を含むことを明確化します。
後遺障害加重	約款上の後遺障害保険金の算出式における表現をわかりやすい記載に修正します。補償範囲への影響はありません。

このご案内は改定の概要を説明したものです。
対象商品によって影響のある改定範囲は異なる場合があります。改定内容の詳細および不明な点がございましたら、取扱代理店もしくは損保ジャパンまでお問合せください。

2．動産総合保険

特　色

○　大切な音響機器を補償します！
○　再調達価額（新価）による補償ですので、万一の事故の際も安心です！

保険金をお支払いする場合

保険の対象である音響機器を保管中および付随する運送中の偶然な事故による損害に対し、保険金をお支払いします。

〈主な事故〉

○　火災、落雷、破裂、爆発　　○　風災、雹(ひょう)災、雪災　　○　水濡れ
○　外部からの物体の飛来・衝突　　○　破損、盗難　　○　運送中の事故　など

※水災および地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼損害については、保険金のお支払いの対象外です。

保険金額

保険金額は、保険の対象の**再調達価額（新価）**にて設定ください。

※再調達価額を超えて保険金額を設定されても、その超過分については保険金のお支払対象とはなりません。
なお、保険の対象の金額を超える部分についてはご契約を取り消す場合があります。
※保険金額が再調達価額に満たない場合は、十分な保険金をお受け取りいただけない場合があります。再調達価額とは、保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

事故事例

○　事務所が火災に遭い、事務所に収容していた音響機器が全焼した。
○　事務所に収容していた音響機器が盗難にあった。
○　従業員が誤って音響機器を落とし、破損させてしまった。
○　従業員が音響機器を現場搬入するために輸送していたが、交通事故に遭い音響機器が破損してしまった。
○　音響機器を倉庫に保管していたが、大きな雹(ひょう)がガラスを突き破り、破損してしまった。

年間保険料

保険料は、次の算式にて算出してください。

（保険期間１年　一括払）

保険金額（＊１）		保険料率		保険料（＊２）
万円	×	236.3 円／万円	＝	円

（＊１）保険金額は、千円位を四捨五入し万円単位とする。
（＊２）保険料は、１円位を四捨五入し10円単位とする。

3．傷害総合保険

特　色

○　就業中のケガを補償します！

保険金をお支払いする場合

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。

※就業中のみの危険補償特約がセットされていますので、被保険者がその職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被ったケガにかぎります。

お支払いする保険金

○　**万が一の場合（死亡保険金・後遺障害保険金）**
・　事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり後遺障害が生じた場合にお支払いします。
死亡の場合　　：　死亡・後遺障害保険金額の全額
後遺障害の場合　：　程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の４％～100％

○　**入院補償（入院保険金）**
・　事故により入院された場合、入院１日につき入院保険金日額をお支払いします。
（1,000日限度）

○　**通院補償（通院保険金）**
・　事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し、医師の治療を受けた場合、通院１日につき通院保険金日額をお支払いします。（90日限度）
※ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

○　**手術保険金**
・　事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、以下のとおりお支払いします。
※ただし、１事故につき１回の手術にかぎります。

事故事例

○　音響機器を高所で取り付け中、誤って落下し、後遺障害を負った。
○　音響機器を搬送中、手を滑らせて足に落としてしまい、足指を骨折してしまった。
○　事務所から劇場へ自転車で移動している途中で車と接触し、入院した。
○　車で通勤途中に事故に遭い、外科手術を受けた。

保険金額と保険料

（保険期間１年　職種級別Ａ級　就業中のみの危険補償特約セット）

型　名		プラン1	プラン1B	プラン2	プラン2B	プラン3	プラン3B	プラン4	プラン4B
保険金額	死亡・後遺障害	100.1万円	100.1万円	169万円	169万円	300万円	300万円	1,000万円	1,000万円
	入院保険金日額	11,000円	9,000円	14,000円	12,000円	11,000円	9,000円	14,000円	12,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術　：入院保険金日額の 5倍							
	通院保険金日額	8,000円	6,000円	9,400円	7,000円	8,000円	6,000円	9,400円	7,000円
保険料（一時払）		16,050円	12,430円	19,500円	15,300円	17,090円	13,470円	23,820円	19,620円

事務手続きの変更に伴い、これまで発行しておりました「加入者証」に代わり、「加入者カード」を発行させていただきます。
なお、本変更に伴うご加入内容・補償内容への影響や変更はございませんのでご安心ください。

賠償責任保険のあらまし【請負業者・受託者・生産物】

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
【請負業者賠償責任】 この保険では、各種工事・作業の事業者が、①請負工事（作業）中の事故、②請負工事（作業）を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設（資材置場等）の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等） ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 自動セットの追加条項については以下のとおりです。 １回の事故について、損保ジャパンが支払う費用は、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 【被害者対応費用担保追加条項】 事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。 【事故対応特別費用担保追加条項】 基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場 合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを 被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。 【受託者賠償責任保険】 この保険では、他人から預かった物（受託物）を特定の施設内で保管している間、または施設外で管理している間に、火災・盗難・取扱いの不注意等により受託物を損壊したり、盗まれたりしたため、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金（修理費等） ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥受託物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族（※）に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 （※）親族とは、６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。 なお、配偶者には次の者を含みます。 ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。） 請負業者賠償責任保険の場合 ⑥記名被保険者が所有、使用する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 （注）『管理財物』といい、以下のアからイに限定されています。 ア．記名被保険者が所有する財物 イ．記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ⑦ＰＦＡＳに起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）　など 【特約条項の免責事由（請負業者特約条項の場合）】 ①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任 ア．土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 イ．土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物もしくは土地の損壊 ウ．地下水の増減 ②施設の屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ③航空機または自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任 ④仕事の終了後（注１）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（注２） （注１）　仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。 （注２）　被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任 ⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任 ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア．記名被保険者の役員または使用人 イ．記名被保険者の下請負人 ウ．記名被保険者の下請負人の役員または使用人　など 【特約条項の免責事由（受託者特約条項の場合）】 ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐取に起因する賠償責任 ②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または盗取しもしくは詐取されたことに起因する賠償責任 ④受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任 ⑤給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑥屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任

保険金をお支払いする主な場合（つづき）	保険金をお支払いできない主な場合（つづき）
１回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額（免責金額）を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 ＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 自動セットの追加条項については以下のとおりです。 １回の事故について、損保ジャパンが支払う費用は、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 【事故対応特別費用担保追加条項】 基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。	⑦受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑧自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転もしくは操縦されている間に発生した損害に起因する賠償責任　など

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
【生産物賠償責任保険】 この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 １回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額(免責金額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 ＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 ＊事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置（回収、検査、修理、交換その他適切な措置）を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。 自動セットの追加条項については以下のとおりです。 １回の事故について、損保ジャパンが支払う費用は、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 【被害者対応費用担保追加条項】 事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。 【事故対応特別費用担保追加条項】 基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族（※）に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 （※）親族とは、６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。 なお、配偶者には次の者を含みます。 ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア．記名被保険者が所有する財物 イ．記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売･保管･運送受託物、作業受託物をいいます。） ウ．所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。） ⑦ＰＦＡＳに起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます)　など 【特約条項の免責事由（生産物特約条項の場合)】 ①生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任　（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。） ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任　など

動産総合保険のあらまし

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	保険の対象である動産について、火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、取扱上の不注意等の偶然な事故によって損害が生じた場合に、保険金等をお支払いします。保険金等をお支払いできる条件はセットされる特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。	次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。 (1) 保険契約者、被保険者（補償を受けられる方）または保険金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 (3) テロ行為による損害（１つの敷地内において保険金額が10億円以上の場合にかぎります。） (4) サイバー攻撃等による損害。ただし、これによって火災、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。 (5) 保険の対象の欠陥・自然の消耗・さび・かび・変色・虫食いなどによる損害 (6) 地震・噴火・これらによる津波、水災による損害 (7) 保険の対象の置き忘れ、紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害 (8) 使用人などが単独にもしくは第三者と共謀して行った窃盗、盗難、強盗などによる損害 (9) 管球類（真空管・ブラウン管・電球・LED蛍光管など）に単独に生じた損害 (10) 偶然な外来の事故によらない電気の作用または機械の稼働に伴って発生した電気的または機械的事故による損害。ただし、これらによって火災（焦げ損害を除きます。）、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。 (11) 詐欺または横領による損害 (12) 保険の対象の加工着手（保険の対象に対して加工作業を加えた時をいいます。）後に生じた損害 (13) 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験、調整などの作業上の過失または技術の拙劣による損害。ただし、これらによって火災(焦げ損害を除きます。)、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。 (14) 取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて７日以内に生じたガラスの損害(15) 万引などによる損害 (16) 運送中に生じた破損・まがり・へこみによる損害（運送中の単純破曲損不担保特約条項をセットする場合）ただし、以下の事故により生じた損害については保険金のお支払いの対象となります。 ●火災、爆発　●輸送用具の転覆、墜落など ●輸送用具の他物（軌道・路面などを除く）との衝突など (17) 冷凍物・生鮮食料品などを保険の対象とする場合の冷蔵装置などの破壊・変調もしくは機能停止に伴う損害（ただし、冷蔵装置などと同一敷地内に生じた火災、落雷、破裂または爆発により冷蔵装置などに物的損傷が生じた結果、その冷蔵装置などが破壊・変調もしくは機能停止したことによる損害は除きます。） (18) 美術品、宝石・貴金属などを保険の対象とする場合の損傷に伴う価値の低下による損害 (19) 宝石・貴金属などを保険の対象とする場合の保管場所の営業時間外において、金庫外保管中に生じた盗難による損害（純然たる個人の動産を除きます。） (20) 保険の対象の平常の使用または管理によって通常生じ得る外観上の損傷または汚損で、その保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害 (21) 棚卸し、検品の際に発見された品不足による損害 (22) 通貨・有価証券などを保険の対象とする場合の勘定違いによる損害 (23) 偽造または変造された通貨・有価証券などによる損害 (24) 情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに生じた損害　など
費用保険金	●臨時費用保険金 火災、落雷、破裂または爆発等により保険の目的に損害が生じた場合にお支払いします。	
	●残存物取片づけ費用保険金 損害保険金が支払われる場合で、残存物の取片づけのために費用を支出した場合にお支払いします。	
	●修理付帯費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、損保ジャパンの承認を得て支出した必要かつ有益な費用（注）をお支払いします。 (注)　代替物の賃借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。	
	●損害防止費用 事故が発生した場合の損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用がある場合にお支払いします。	

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金等をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約を必ずご確認ください。

ご　注　意（賠償責任保険・動産総合保険共通）

●この保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
●保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から１か月を経過しても加入者証が届かない場合は、パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。
●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として１年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。　補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の８割まで（ただし、破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
　損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
　営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
　なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて８日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。
　①保険期間が１年以内のご契約
　②営業または事業のためのご契約
　③法人または社団・財団等が締結したご契約
　④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約　　など
　詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●保険責任は保険期間の初日の午後４時(※)に始まり、末日の午後４時(※)に終わります。
　(※)　加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
●この保険の最低保険料（注）は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
　(注)　最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いします。
●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
●動産総合保険において、保険の対象が譲渡された場合、対象施設の営業を廃止した場合または営業権を譲渡した場合、保険契約は失効となり、保険契約の権利義務は譲受人に移転しません。
●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
●ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

■個人情報の取扱いについて
○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「損保ジャパン業務」と言います。）を行うために取得・利用します。
　また、下記①から⑤まで、損保ジャパン業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
　①損保ジャパンが、損保ジャパン業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
　なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
　②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
　③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
　④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
　⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

　なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入にあたってのご注意（賠償責任保険・動産総合保険共通）

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）
(1)　保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

〔賠償責任保険〕〈告知事項〉

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

〔動産総合保険〕〈告知事項〉

(1)　保険の対象（名称・型式・品質・数量） (2)　運送経路 (3)　保管場所・展示場所（所在地・名称・用途） (4)　保険の対象を収容する建物の構造 (5)　担保地域 (6)　他の保険契約等　　など

(2)　保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

〔賠償責任保険〕

①記名被保険者 （追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。） ②業務内容 ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項 ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容 ⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）
(1)　保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。ご通知や通知事項に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

〔賠償責任保険〕〈通知事項〉

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合 （ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）　加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

〔動産総合保険〕〈通知事項〉

(1)　保険の対象の保管場所、展示場所または運送経路の変更 (2)　保険の対象を収容する建物の構造または用途の変更 (3)　担保地域の変更 (4)　その他、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（※）の発生 （※）他の保険契約等に関する事実を除きます。

(2)　以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3)　ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
(4)　重大事由による解除等
　保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

万一事故にあわれたら（賠償責任保険・動産総合保険共通）

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
１．以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
〈１〉　事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
〈２〉　上記〈１〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
〈３〉　損害賠償の請求の内容
２．他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
３．損害の発生および拡大の防止に努めてください。
４．損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
５．損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
６．他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
７．上記の１．～６．のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
●この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

〔賠償責任保険〕

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災説明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書　など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高など営業状況を示す帳簿（写）　など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書　など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書　など

〔動産総合保険〕

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況証明書、罹災説明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書　など
③	保険価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書、被害品明細書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）、損益計算書、復旧通知書　など
④	保険の対象であることが確認できる書類	固定資産課税台帳登録事項証明書、売買契約書（写）、保証書　など
⑤	公の機関や関係先への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書　など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内容書　など

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
　①公的機関による捜査や調査結果の照会　②専門機関による鑑定結果の照会
　③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査　④日本国外での調査　⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
　上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

傷害総合保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
■保険契約者：公益社団法人日本舞台音響家協会
■保険期間：2027年１月１日午後４時から１年間となります。
■申込締切日：2026年12月11日
■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者：公益社団法人日本舞台音響家協会の会員
●被保険者：上記加入対象者またはそのご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。
※被保険者本人のみが保険の対象となります。
●お支払方法：2026年12月11日までに指定口座へお振込みください。
●お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の藤田組までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は藤田組までお問い合わせください。
（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

●中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月１日（25日過ぎの受付分は翌々月１日）から2028年１月１日午後４時までとなります。
保険料につきましては、お申込みの際に指定口座へお振込みください。
●中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の藤田組までご連絡ください。
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

傷害総合保険の補償内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。
（※） 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。就業中のみの危険補償特約がセットされていますので、被保険者がその職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被ったケガにかぎり、保険金をお支払いします。
（注） 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について
■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注） 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※１）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※２）のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが５ｍを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故　など （※１）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※２）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の４％～100％をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（４％～100％）	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、１日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（1,000日限度）	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、１事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※１） ②先進医療に該当する手術（※２） 〈入院中に受けた手術の場合〉　手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） 〈外来で受けた手術の場合〉　手術保険金の額＝入院保険金日額×５（倍） （※１） 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※２） 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、１日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） （注１） 通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 （注２） 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

用語のご説明

【傷害総合保険】

用　語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【被害事故】	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

傷害総合保険ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1．クーリングオフ
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
2．ご加入時における注意事項（告知義務等）
●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
●ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の職業または職務
★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
3．ご加入後における留意事項（通知義務等）
●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
〈被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について〉
●被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
〈重大事由による解除等〉
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
〈他の身体障害または疾病の影響〉
●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして 保険金をお支払いします。
4．責任開始期
保険責任は保険期間初日の午後４時に始まります。
＊中途加入の場合は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月１日（25日過ぎの受付分は翌々月１日）に保険責任が始まります。

傷害総合保険ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

5．事故がおきた場合の取扱い
●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

【傷害総合保険】

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書　など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書　など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書　など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書　など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

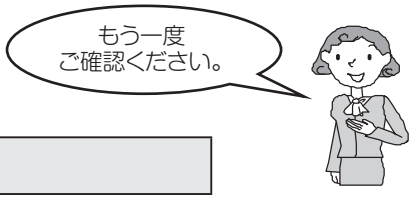
（※）　保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
（注１）　事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注２）　被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
6．保険金をお支払いできない主な場合
本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。
7．中途脱退と中途脱退時の返れい金等
この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだに過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。
（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
8．保険会社破綻時の取扱い
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の８割まで（ただし、破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
9．個人情報の取扱いについて
○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「当社業務」と言います。）を行うために取得・利用します。
また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求･支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社･共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。
なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。
加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1．保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
□保険金額
□保険期間
□保険料、保険料払込方法
□満期返れい金・契約者配当金がないこと



2．ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
□以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。
ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者
※1　オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。 ※2　プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

3．お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店　　株式会社藤田組
〒103-0011　東京都中央区日本橋大伝馬町6－7 住長第二ビル３F
TEL 03-6810-9185　　FAX 03-6810-9186（受付時間：平日の午前９時から午後５時まで）

●引受保険会社　損害保険ジャパン株式会社　本店営業第二部第二課
〒103-8255　東京都中央区日本橋２－２－10
TEL 050-3808-5977　　FAX 03-3231-9890（受付時間：平日の午前９時から午後５時まで）

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター】
電話番号：03-4332-5241（全国共通）　おかけ間違いにご注意ください。
受付時間：平日の午前９時15分から午後５時まで（土・日・祝日・12/30 ～ 1/4は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

●事故が起こった場合
事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】　〈受付時間〉
0120－727－110　24時間365日　おかけ間違いにご注意ください。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●加入者証は大切に保管してください。また２か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

SJI26-14745（承認日：2026/10/26）